変更届書

業	務	0)	種	別	薬 局	
許可	番号、番号	認定習及び		は 日	第 号 年 月 日	
薬局、	主たる様	後能を有	名	称		
する事	務所、 営業所又	製造所、		地	〒 - 仙台市 区	
					TEL	()
変		事 項	Ĩ		変更前	変 更 後
更内容	 相談時及び緊急時の連絡先 販売・授与する医薬品の区分 兼営事業の種類 ※該当する番号を○で囲む 			}	別紙のとおり	別紙のとおり
変	こと 更	年	月	日	年 月	Ħ
備				考	・施行令第49条の規定による管理医療機口 該当する □ 該当しない	&器販売業貸与業届出の特例に
上記により、変更の届出をします。						

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(あて先) 仙台市保健所長

TEL ()

連絡(担当)者名

連絡先 TEL

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式(A-3) 変更前 薬局の兼営事業の種類 等 別紙[4]

P									
許可番号		薬局の名称	記入年月日			月日			
相談時及び	1、駅 刍 哇 の	連絡先電話番号等			種別(例:薬局電話番号)				
連絡先	,								
(電話番号・	FAX 番号·								
メールアド	レスなど)								
1日平均取	対 扱処方箋	枚	r	保険薬局指定 (予定)				· 無	
枚数(見込	込み)	1×		の有無			1	1 777	
扮射性医落	薬品の取扱い	有 • 無		←有であればその種類と必要な構造設備の概要を記載した					た
//人// 工区才	E111 0 7 1/2 1/2 V	. Н		書類を添付のこと					
販売・授与 のD		□ 薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)□ 薬局製造販売医薬品							
(該当する)		□ 要指導医薬品 □ 第1類医薬品							
ックをつけ	_	□ 指定第2類医薬品 □ 第2類医薬品(指定第2類医薬品を除く。) □ 第3類医薬品							
		21							
兼営事業の)種類(行って	ている事業にチェ	ック	/をつけること)					
□ 麻薬/				□ 医薬部外品販	京売	業			
	品卸売販売業	/尼丰业 /老上世	-\	□ 化粧品販売業					
		(販売業・貸与業 元業・貸与業)_	<i>€)</i>	□ 毒物劇物一般	と販う	売業			
	医療機器 (販売			□ 毒物劇物農業	.,				
	以造販売医薬品				官品目販売業			,	
□ 薬局勢	製造販売医薬品	記製造業		□ その他(□ なし)	

※<u>以下は、管理医療機器販売業貸与業届出を行う方のみ</u>記載すること

	· ·							
	みなし管理医療機器販売業貸与業届出							
	業種	1. 販売業 2. 貸与業						
取扱	□ 家庭用 (特定管理医療機器以外の管理医療機器)	※取扱い品目が家庭用のみの場合は営業管理者設置は不要						
扱品目(取扱	□ 管理 (補聴器、家庭用電気治療器、プログラム特 定管理医療機器以外の特定管理医療機器)	営業管理者 □管理者 □管理者以外の者 氏名:						
(取扱う品目にレ点をつけること)	□ 補聴器	住所:						
	□ 家庭用電気治療器	営業管理者の資格: (該当する資格にレ点をつけること) □ 施行規則第175条第1項 (薬剤師) □ 施行規則第175条第1項 (みなし食格者 元薬種商)						
(احات)	□プログラム特定管理医療機器	□ 施行規則第175条第1項(基礎講習修了者)□ 施行規則第175条第1項(その他:)□ 施行規則第175条第1項 号						

様式(A-3) 変更後 薬局の兼営事業の種類 等 別紙[4]

-									
許可番号		薬局の名称	記入年月日			月日			
ナロ き火 ロナ・フ・ッ	NEV Ant の	連絡	先電	話番号等	種別(例:薬局電話番号)				
相談時及び 連絡先									
(電話番号・	FAX 番号·								
メールアド	`レスなど)								
1日平均取	放奶方箋	杉	Ť	保険薬局指定(予定	定) 有・無			
枚数(見込	<u>(</u> み)	12	(の有無			作.	*************************************	
放射性医薬	 医品の取扱い	有・無		←有であればその種類と必要な構造設備の概要を記載した					
		書類を添付のこと							
販売・授与	する医薬品	□ 薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)							
の区		□薬局製造販売医薬品□□薬品							
(該当する)	ものにチェ	□ 要指導医薬品 □ 第1類医薬品 □ 指定第2類医薬品 □ 第2類医薬品(指定第2類医薬品を除く。)							
ックをつけ	ること)	□ 第3類医薬品							
兼営事業の)種類(行って	ている事業にチェ	ック	(をつけること)					
□ 麻薬/	·売業			□ 医薬部外品販	京声	类			
	品卸売販売業	Const. L. Mar. Albert Mills		□ 化粧品販売業		木			
		(販売業・貸与業	Ē)	□ 毒物劇物一般		売業			
		ラ業・貸与業) ラ業・貸与業)		□ 毒物劇物農業	き用:	品目販売	売業		
	是海域品(取り 以造販売医薬品			□ 毒物劇物特定	官品目販売業				
	と と と と き い た 医 薬 よ			□ その他()	
				□ なし					

| ※<u>以下は、管理医療機器販売業貸与業届出を行う方のみ</u>記載すること

	•							
	みなし管理医療機器販売業貸与業届出							
	業種	1. 販売業 2. 貸与業						
取扱	□ 家庭用 (特定管理医療機器以外の管理医療機器)	※取扱い品目が家庭用のみの場合は営業管理者設置は不要						
扱品目(取扱	□ 管理 (補聴器、家庭用電気治療器、プログラム特 定管理医療機器以外の特定管理医療機器)	営業管理者 □管理者 □管理者以外の者 氏名:						
(取扱う品目にレ点をつけること)	□ 補聴器	佐所 :						
	□ 家庭用電気治療器	営業管理者の資格: (該当する資格にレ点をつけること) 応行規則第175条第1項 (薬剤師) 応行規則第175条第1項 (みなし合格者 元薬種商)						
(بدری)	□プログラム特定管理医療機器	□ 施行規則第175条第1項(基礎講習修了者) □ 施行規則第175条第1項(その他:) □ 施行規則第175条第1項 号						